

(平成26年5月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件

中国（広島）国民年金 事案 1510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月から同年9月までの期間及び同年12月から49年3月までの期間に係る国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

私が所持している年金手帳では「昭和48年4月分から49年3月分までの国民年金保険料の免除を承認します。」とする印が昭和48年度のページに押されているが、私は、そのうち48年6月からの保険料は納付していたはずである。また、最近になって、一部期間が免除から未納の記録に変更されているが、もともと免除として認められているのであるから、未納とされることにも納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月頃に国民年金の任意加入手続を行い、その際に同年4月及び同年5月の国民年金保険料は免除になるからと説明され、同年6月以降の保険料は毎月集金により納付していたと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳では、同年7月30日付けで、同年4月から49年3月までの期間が申請免除承認期間とされていることが確認でき、申立人の主張と相違している。

また、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が申立期間のうち、昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

一方、前述の国民年金手帳及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿においては、申立人は、昭和47年10月1日から48年5月1日までは強制加入被保険者、同日からは任意加入被保険者として記録されているところ、オンライン記録から、申立期間のうち、同年5月から同年9月までの期間及び同年12月から49年3月までの期間における被保険者種別については、61年3月に強制加入から任意加入に種別変更されたことが確認できることから、申立期間当時、申立人は強制加入被保険者として管理されていたことが確認できる。

また、オンライン記録から、上記期間（昭和48年5月から同年9月までの期間及び同年12月から49年3月までの期間）に係る国民年金保険料の納付記録は、平成25年10月に免除期間から未納期間に変更されたことが確認でき、社会保険事務所（当時）が昭和61年3月に申立人の被保険者種別を変更した際には、当該期間の納付記録は免除のままであったことが分かる。

このため、申立人の当該期間に係る国民年金保険料の免除承認に基づく年金給付に対する期待と信頼は、約40年の長期間にわたり醸成されてきたと認められ、当該期間が保険料の免除を行うことが可能な強制加入被保険者でなかったことを理由として免除の取消しを行うことは信義衡平の原則に反すると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月から同年9月までの期間及び同年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

中国（岡山）国民年金 事案 1511

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、同年1月は付加保険料を、同年2月及び同年3月は付加保険料を含めた国民年金保険料をそれぞれ納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、付加保険料を含めて申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、昭和49年1月は国民年金の定額保険料のみの納付、同年2月及び同年3月は免除とそれぞれ記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、任意加入した昭和47年6月から60歳に到達する前月まで、申立期間を除き、国民年金保険料を全て現年度納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人は、昭和48年4月に昭和48年度の定額保険料を前納しているところ、49年1月から保険料が改定（月額550円から900円）されたことに伴い、社会保険事務所（当時）は、納付済みとされていた同年1月から同年3月までの保険料（1,650円）を、申立期間のうちの同年1月の保険料（900円）に充当し、充当されなかった同年2月及び同年3月については、差額保険料（1,050円）の追加納付が必要であるところ、納付が無かったとして、みなし免除期間とする事務処理を行ったものとみられる。しかしながら、社会保険事務所では、市町村を通じ、充当対象者には、充当月分、充当されなかった期間等を記載した充当通知書を送付することとされており、充当されなかった期間に係る保険料は、時効完成まで一般の保険料と同様の納付方法により納付することとされていた。このため、申立人に対して、充当通知書並びに当該差額保険料に係る通知及び同保険料の納付書が送付

されたものと推認でき、保険料の納付意識が高かった申立人が申立期間前後の保険料を納付しながら申立期間に係る差額保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、上記の年金手帳によると、申立人は、昭和49年1月からの付加保険料の納付の申出をして、48年12月3日に、49年1月から同年12月までの期間の付加保険料を納付したことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録によると、同年4月に当該申出をし、申立期間の付加保険料は未納とされている上、申立人の国民年金被保険者台帳には申立期間の付加保険料の還付の記載は無く、還付された事実も認められないことから、当時の行政側の記録管理に不手際があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和49年1月については付加保険料を、同年2月及び同年3月については付加保険料を含めた国民年金保険料をそれぞれ納付していたものと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 3069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和34年10月から38年10月までA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録又は雇用保険の加入記録により、申立期間においてA社に継続して勤務していることが確認できる同僚二人を含む複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚は、「申立人は、申立期間においても継続して勤務しており、業務内容及び給与形態等について変化は無く、申立期間は、申立人が勤務していたA社D支店を統括（厚生年金適用）するC支店が、E本社に変更となった時期だと思う。」旨供述している。

さらに、B社は、申立期間に勤務していたとすれば、当該期間のみ厚生年金保険料を控除しなかったとは考え難い旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、「確認できる資料は無いが、A社D支店を統括していたC支店がE本社に変更となった時期は、昭和35年9月1日であったと考えられる。」と回答していることから、申立人のA社C支店における資格喪失日を同

日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（山口）厚生年金 事案 3070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和35年3月から39年8月までA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録又は雇用保険の加入記録により、申立期間においてA社に継続して勤務していることが確認できる同僚二人を含む複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚は、「申立人は、申立期間においても継続して勤務しており、業務内容及び給与形態等について変化は無く、申立期間は、申立人が勤務していたA社D支店を統括（厚生年金適用）するC支店が、E本社に変更となった時期だと思う。」旨供述している。

さらに、B社は、申立期間に勤務していたとすれば、当該期間のみ厚生年金保険料を控除しなかったとは考え難い旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、「確認できる資料は無いが、A社D支店を統括していたC支店がE本社に変更となった時期は、昭和35年9月1日であったと考えられる。」と回答していることから、申立人のA社C支店における資格喪失日を同

日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（山口）厚生年金 事案 3071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和34年4月から45年1月までA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚は、「申立人は、申立期間においても継続して勤務しており、業務内容及び給与形態等について変化は無く、申立期間は、申立人が勤務していたA社D支店を統括（厚生年金適用）するC支店が、E本社に変更となった時期だと思う。」旨供述している。

さらに、B社は、申立期間に勤務していたとすれば、当該期間のみ厚生年金保険料を控除しなかったとは考え難い旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、「確認できる資料は無いが、A社D支店を統括していたC支店がE本社に変更となった時期は、昭和35年9月1日であったと考えられる。」と回答していることから、申立人のA社C支店における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭

和 35 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月30日から同年4月1日まで

私は、A社に継続して勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録並びにA社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成14年4月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日について社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3078

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和41年8月16日、資格喪失日が59年2月15日とされ、当該期間のうち、申立期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社C工場における資格取得日に係る記録を41年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41年8月から42年9月までは3万3,000円、同年10月から43年3月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月16日から43年4月1日まで

私は、昭和37年7月以降、A社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が年金額に反映されない記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社C工場における厚生年金保険の被保険者期間は昭和41年8月16日から59年2月15日までとなっており、当該期間のうち、41年8月16日から43年4月1日までについては、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、B社から提出された人事記録及び事業所の回答並びに申立人から提出された給与支払明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記の給与支払明細書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和41年8月から42年9月までは3万3,000円、同年10月から43年3月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、納付義務を履行していないと認められる。

中国（山口）厚生年金 事案 3081

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月28日から同年8月1日まで

私は、昭和27年10月から48年4月までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する辞令及びB社が保管する申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和29年7月28日にA社C店から同社本店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月20日
平成19年8月20日に支給された賞与の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年8月賞与台帳により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間の標準賞与額の届出を行っていること、及び当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、納付義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3085

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を30万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

私がA社に勤務していた時に支給された平成15年7月4日の賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険被保険者賞与支払届及び健康保険被保険者標準賞与決定通知書、並びに同社は、「申立期間当時、給与計算については全てコンピューターで事務処理を行っており、健康保険料と厚生年金保険料で異なった取扱いをすることは無く、賞与額に基づき定められた保険料率により、保険料を控除するシステムが組み立てられていた。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の健康保険被保険者賞与支払届等において確認できる賞与額から、30万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）国民年金 事案 1505

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年2月まで

申立期間当時、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を父が町内会を通じて納付していたと聞いているが、当該期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和41年10月頃にA市において払い出されたものと推認でき、改製原戸籍の附票により、申立人は同年10月17日に同市に住所を定めたことが確認できることから、この時期に加入手続が行われ、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年9月1日に国民年金被保険者資格を取得したと考えられることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、前述の附票から、申立人は、申立期間を含む昭和37年7月から40年7月までA市に住所があったことが確認できることから、申立期間当時、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったのであれば、既に同市において国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されていたこととなるため、前述の国民年金手帳記号番号を同市が新たに払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持するB県で発行された国民年金手帳には、申立人の国民年金の資格取得日は昭和41年9月1日と記載され、同手帳の発行日は同年10月18日と押印されており、これらはいずれもオンライン記録と整合してい

る。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父親も既に死亡していることから、申立期間における当時の状況を確認することもできない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）国民年金 事案 1506

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和38年4月から46年12月まで

私の母は、A町の社宅に入居していた昭和38年4月頃に、隣人に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたと聞いていたが、申立期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及びB市の国民年金被保険者名簿から、申立人が、申立期間より後の昭和51年1月27日に任意加入被保険者として、国民年金被保険者資格を取得した際に、B市において払い出されたことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間当時に住所を有していたとするA町が管理する国民年金被保険者名簿を調査したが、申立人に係る当該被保険者名簿は確認できない上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人に国民年金への加入を勧めたとする隣人は既に死亡していることから、申立期間における申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険

料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）国民年金 事案 1507

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私は、昭和43年4月からA町の社宅に入居していたが、同社宅の世話役であった隣人に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していたが、申立期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿、B市の国民年金被保険者名簿及びC市の国民年金被保険者名簿から、申立人が、申立期間より後の昭和50年2月28日に任意加入被保険者として、国民年金の被保険者資格を取得した際に、D市において払い出されたことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、改製原戸籍の附票によると、申立人は、申立期間においてA町に住所を有していたことが確認できることから、同町が管理する国民年金被保険者名簿について調査したが、申立人に係る当該被保険者名簿は確認できない上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間において国民年金の任意加入被保険者であったのであれば、当該期間の終期において同被保険者資格を喪失する手続が必要となるが、申立人は、当該手続について具体的な記憶は無いとしている。

加えて、申立人に国民年金への加入を勧めたとする隣人は既に死亡していることから、申立期間における申立人の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況等について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）国民年金 事案 1508

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私は、A町の社宅に入居していた昭和43年4月頃に、隣人に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたが、当該期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及びA町の国民年金被保険者名簿から、申立人が、申立期間直後の昭和45年4月22日に任意加入被保険者として、国民年金の被保険者資格を取得した際に、A町において払い出されたことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間から上記の任意加入資格取得時を含め継続してA町に住所があったとしていることから、申立人が昭和43年4月頃に国民年金の加入手続を行っていたのであれば、既に同町において被保険者であった申立人に対し、前述の国民年金手帳記号番号を新たに払い出すことは考え難い。

さらに、申立人に国民年金への加入を勧めたとする隣人は既に死亡していることから、申立期間における申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1509

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年9月まで

私は、昭和61年頃にテレビ報道で、「国民年金第3号被保険者は、国民年金保険料を納付すれば将来の年金受給額を増やせる。」と聞き、A市B区役所で第3号被保険者の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を毎月金融機関の窓口で納付していたが、当該期間の納付記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、A市B区を住所地として払い出された国民年金手帳記号番号が記載され、初めて被保険者となった日が昭和61年4月1日、種別は厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者を示す「3号A」と記載されているとともに、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人が同年5月29日に国民年金加入の届出を行い、同年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致している。

これらのことから、制度上、国民年金保険料を納付する必要が無い第3号被保険者である申立人に対し、A市が申立期間の42か月にわたって納付書を継続して発行したとは考え難い上、同市も、「国民年金の第3号被保険者として管理する者に国民年金保険料の納付書を発行することはない。」としている。

また、申立人は、平成元年10月21日にA市C区において国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更しているところ、申立人が所持する2年1月18日付けの同区長が発行した平成元年度国民年金保険料納入通知書兼国民年金保険料領収証書を見ると、同納入通知書の月別保険料額欄の元年4月分から同年9月分までは空白であり、同年10月分から2年3月分までの同欄

には定額保険料月額である8,000円が記載されているとともに、同領収証書の元年4月分から同年9月分までの月別領収欄には「納付不要」の印が、同年10月分から2年3月分までの同欄には現年度納付期限内に保険料が納付されたことを示す金融機関の領収印がそれぞれ押されていることから、同区では、申立期間のうち元年4月から同年9月までについては、保険料を納付する必要が無い期間として管理していたこと、及び申立人が当該期間の保険料を納付していないことが確認できる。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1512

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から62年3月まで

私は、昭和61年の冬から春頃にA市で国民年金の加入手続を行い、職場の近くの金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うので、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の第1号被保険者の資格取得日及び申立人に係る国民年金被保険者資格取得届の処理日から、昭和62年4月頃にB市で払い出されたものと推認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した61年1月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金の記号番号欄には「C」のゴム印が押されている上、住所欄にも昭和62年4月当時の住所のみが「B市D区」のゴム印を用いて記載されていることが確認できることから、当該手帳は、上記の加入手続の際、B市から交付されたものと推認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関する記憶は明確ではない。

加えて、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できず、これはオンライン記録と一致している上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査によっても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1513

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月及び同年7月から5年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月
② 平成4年7月から5年9月まで

申立期間当時、妻と一緒に自営業を営んでいたため、自宅兼事務所に出入りしていた金融機関の担当者を通じて妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、申立期間のうち、妻のみが納付済みとされている期間があるのに、私は未納とされていることに納得できない。

申立期間当時の事業は順調であったことから、国民年金保険料を納付する資力はあったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人及びその妻の納付記録を見ると、申立期間①前の期間の申立人の納付済みである期間において、その妻は未納が散見されるなど、納付状況は一致しておらず、納付日も確認できないことから、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたことをうかがわせる状況は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付についての記憶は明らかでない上、申立期間①並びに申立期間②のうち平成5年7月及び同年8月については、妻の国民年金保険料も未納とされている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を渡していたとする金融機関の担当者は連絡先が不明のため、当時の状況について聴取することができず、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）国民年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から59年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から59年3月まで

私は、A区に転入した昭和56年10月に、区役所職員から付加年金制度の説明を受け、国民年金の加入手続と併せて付加年金制度への加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたが、申立期間の定額保険料は納付済みであるのに、付加保険料が未納とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、A区及びB区の住所変更の履歴が記載されており、転出入の都度、区役所等へ転入の手続を行っていることが確認できるところ、付加年金に加入した際に記載される「所得比例」又は「付加」等の記載は見当たらない。

また、申立人が、申立期間直後に住所を有していたC町の国民年金被保険者名簿にも付加年金に加入した形跡は無く、申立期間の定額保険料のみを納付していたことが確認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳には、申立人が申立期間に付加保険料を納付していたことを示す形跡は見当たらないなど、申立期間において、申立人が付加年金制度への加入手続を行い、付加保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、付加保険料は原則として定額保険料と同一の納付書により一括で納付するものであることから、定額保険料と併せて付加保険料が納付されているながらA区及びB区が同時に30か月にわたり定額保険料のみを納付済みとして、付加保険料を未納としたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の付加保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1515

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 59 年 6 月又は同年 7 月に A 市役所 B 支所において国民年金の加入手続を行い、20 歳になった同年*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を同支所の窓口でまとめて納付したが、申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 61 年 5 月頃に A 市において払い出されている上、同市が保管する申立人に係る国民年金異動届兼申請書及び国民年金被保険者名簿により、申立人が同年 5 月 15 日に国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時の 59 年*月に遡って被保険者資格を取得していることが確認でき、当該手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、既に保険料の納付に係る 2 年の時効が経過している。

また、上記の異動届兼申請書には、申立期間直後の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの納付書の作成を依頼する旨が記載され、上記の被保険者名簿には、当該期間の国民年金保険料が同年 7 月 3 日に過年度納付されている記載が確認できることから、申立人の年金記録に不自然さは無い。

さらに、申立人は、20 歳到達前から現在まで継続して A 市に住所を有しており、同市が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3067

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 38 年 2 月まで

私は、申立期間に、住み込みでA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同被保険者としての記録が確認できる申立期間当時の事業主の子及び申立人が記憶する同僚と同姓の者の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立期間当時の同社の事業主の子は、「申立期間当時、私の母が事業主としてA社を個人経営しており、申立人が当社に住み込みで勤務していたのを記憶している。しかし、既に母は死亡し、当時の関係資料は残っていないため、申立人の具体的な勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無については分からない。」と回答している。

また、上記の同僚は、「私は、昭和 28 年頃からA社に勤務しており、申立期間当時、申立人が一緒に勤務していたのを記憶しているが、当時、同社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しており、同人は、昭和 39 年 5 月 1 日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、申立人が記憶する他の二人の同僚も昭和 39 年 5 月 1 日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、当該二人の連絡先は不明のため供述が得られず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険

料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3068

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 6 月 3 日まで
② 昭和 44 年 4 月 5 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 7 月 16 日から同年 8 月 18 日まで
④ 昭和 44 年 8 月 27 日から 45 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 45 年 6 月 9 日から 46 年 5 月 1 日まで
⑥ 昭和 46 年 8 月 1 日から同年 10 月 18 日まで
⑦ 昭和 47 年 11 月 22 日から 48 年 7 月 1 日まで
⑧ 昭和 48 年 9 月 10 日から 50 年 7 月 14 日まで
⑨ 昭和 52 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A県B郡C町（現在は、A県C市）にあった名称不明のD工事の会社、E社、F社（現在は、G社）、H社、I社、J社、K社L工場及びM社にそれぞれ勤務したが、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの申立期間にどの事業所で勤務したか覚えておらず、上司や同僚も覚えていないが、いずれの事業所でも正社員として1か月以上は勤務し、給与から厚生年金保険料が引かれていたと記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「いずれかの申立期間において、C町役場近くのDの設計、施工を行う会社に勤務していた。」と供述していることから、A県のD工事業業者登録簿に登載され、C市に事業所を置くD工事業業者8社について確認したところ、申立人が記憶する所在地及び当時の事業主の経歴等から、申立人が勤務していたのはN社であることが推認できるが、同社は、「申立人と同姓同名で生年月日も一致する者の厚生年金保険被保険者資格の取得（昭和 57

年8月23日)及び喪失(同年9月13日)に関する資料があるが、申立期間において、申立人が当社に勤務していた資料は無い。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、N社において厚生年金保険の加入記録の確認できる10人に照会したところ、回答があった7人全員が、申立人のことは覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、申立期間を含む昭和43年3月から52年9月までの期間について、N社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

- 2 申立人は、「いずれかの申立期間において、E社に勤務していた。」と申し立てているところ、E社の元事業主の回答から、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、E社の元事業主は、「平成8年11月に当社の工場が火災で焼失し、資料が残っていないので申立人の勤務実態は不明である。また、当時、入社から3か月間は、研修や教習期間を設けており、当該期間中は厚生年金保険には加入させず、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、E社において厚生年金保険の加入記録の確認できる17人に照会したところ、回答があった13人全員が、申立人のことは覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、申立期間を含む昭和43年3月から52年9月までの期間について、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 申立人は、「いずれかの申立期間において、F社に勤務していた。」と申し立てている。

しかしながら、G社は、「当時の社員履歴や給与支払に係る文書は残っていない。」と回答している上、申立期間当時、F社で給与計算及び社会保険事務を担当していたとする者は、「申立人のことは記憶に無い。当時の同僚にも確認したが、従業員が少人数の会社であったにもかかわらず、申立人を覚えている者はいなかった。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、F社において厚生年金保険の加入記録の確認できる15人に照会したところ、回答があった11人全員が、申立人のことは覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、申立期間を含む昭和43年3月から52年9月までの期間について、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前

は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

- 4 申立人は、「いずれかの申立期間において、H社に勤務していた。」と申し立てている。

しかしながら、H社は、「申立期間の資料は既に廃棄しており、申立人が勤務していたかは不明である。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、H社において厚生年金保険の加入記録の確認できる19人に照会したところ、回答があった6人全員が、申立人のことは覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、申立期間を含む昭和43年3月から52年9月までの期間について、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は見当たらない。

- 5 申立人は、「いずれかの申立期間において、I社に勤務していた。」と申し立てている。

しかしながら、I社は、昭和55年5月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡している上、回答が得られた元取締役は、「当時のことは不明である。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、I社において厚生年金保険の加入記録の確認できる11人に照会したところ、回答があった6人のうち4人が申立人のことは覚えていないとしており、他の二人の回答も具体的でないことから、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、申立期間を含む昭和43年3月から52年9月までの期間について、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

- 6 申立人は、「いずれかの申立期間において、J社に勤務していた。」と申し立てている。

しかしながら、J社は、「当時の資料が残っておらず、申立人の在籍は不明である。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、J社において厚生年金保険の加入記録の確認できる9人に照会したところ、一人から回答があり、当該一人は、申立人のことは覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、申立期間を含む昭和43年3月から52年9月までの期間について、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

- 7 申立人は、「いずれかの申立期間において、K社L工場に勤務していた。」と申し立てている。

しかしながら、K社は、「人事情報とL工場に残っている当時の『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』及び『健康保険厚生年金保険被保険者喪失確認通知書』を確認したが、申立人に関する記録は無い。」と回答している上、同社の加入している健康保険組合も「申立期間の届出書は保管しているが、その書類の中に申立人の名前は確認できないため、申立人は当組合で資格取得していなかったと考えられる。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、K社L工場において厚生年金保険の加入記録の確認できる10人に照会したところ、回答があった8人全員が、申立人のことは覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、申立期間を含む昭和43年3月から52年9月までの期間について、K社L工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

8 申立人は、「いずれかの申立期間において、M社に勤務していた。」と申し立てている。

しかしながら、M社は、「昭和44年9月以降の社会保険事務所（当時）への提出書類を保存しているが、申立人に関する書類は見当たらなかった。当時在籍していた従業員に確認したが、申立人を記憶しているものはいなかった。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間当時、M社において厚生年金保険の加入記録の確認できる7人に照会したところ、回答があった5人全員が、申立人のことは覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、申立期間を含む昭和43年3月から52年9月までの期間について、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

9 このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月頃から 38 年 10 月頃まで

私は、昭和 36 年 4 月頃から 38 年 10 月頃まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の同僚に関する具体的な供述から、期間は特定できないものの、申立人は、A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社及び同社を合併した B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、両社の事業主も死亡している上、申立人が記憶する同僚 3 人は、死亡又は連絡先不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚のうち、申立人を A 社に勤務するよう誘った者については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、申立期間当時、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は、「A 社では、当時、本人の希望により社会保険に加入させないことがあり、私も病気治療のため一時期のみ社会保険に加入していた。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が同じ日に辞めたと記憶する同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から判断すると、申立人が昭和 36 年 10 月以降に A 社に勤務していたとは考え難い。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原簿に申立人の名前は見当たらない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 28 日から 40 年 12 月 26 日まで
私が申立期間に勤務したA社に係る厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金を請求した記憶も、受け取った記憶も無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給について、脱退手当金支給調書及び脱退手当金裁定請求書が保管されており、申立人の氏名、押印及び生年月日が確認できるほか、住所欄には、申立人の実家の住所地が記載され、脱退手当金の払渡先として、実家近隣の金融機関名が記載されていることが確認できる上、これらの書類に記載された申立人に係る厚生年金保険被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の被保険者記録欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和41年5月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、脱退手当金を請求及び受給した記憶が無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 41 年 4 月まで

私は、昭和 38 年 10 月に義理の兄の紹介で A 社 B 工場に臨時社員として入社し、41 年 4 月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び申立人の姉の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社 B 工場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、「当社 B 工場は、昭和 45 年に閉鎖し、当時の資料は残っておらず、申立人の在籍の有無は不明である。」としており、同社が加入する健康保険組合は、「保存期限の経過により、当時の資料は保管されていないため、申立人の当組合への加入の有無は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間に、A 社 B 工場において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 30 人に照会したところ、回答があった 16 人全員が申立人を覚えていないと回答している。

さらに、上記 16 人のうち、入社当初から正社員であったとする 12 人のうち 8 人が、「入社時から厚生年金保険に加入した。」としており、臨時社員として入社し、途中から正社員になったとする 4 人のうち 3 人は、「臨時社員の時は厚生年金保険に加入していなかったが、改めて試験を受けて正社員になった際に加入した。」としていることから、申立期間当時、A 社 B 工場では、従業員のうち正社員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

加えて、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は見当たらない上、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 14 日から 41 年 2 月 18 日まで
② 昭和 41 年 12 月 6 日から 43 年 9 月 21 日まで

私の年金記録では、A社、B事業所及びC社の厚生年金保険被保険者期間の全てについて脱退手当金を受給したこととなっている。A社については、脱退手当金の請求をした記憶はあるが、B事業所及びC社については、脱退手当金の請求をした記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB事業所及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にはそれぞれ脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できる上、申立人に係る脱退手当金は、A社、B事業所及びC社における厚生年金保険被保険者期間を対象としており、その支給額に計算上の誤りは無く、C社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年10月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があると主張しているが、A社の厚生年金保険被保険者期間は約8か月間であり、同期間のみでは当時の脱退手当金の受給要件である被保険者期間2年以上を満たさず、B事業所及びC社は、A社と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことを踏まえると、申立てに係る脱退手当金は、A社、B事業所及びC社の厚生年金保険被保険者期間を算定の基礎として支給されていることに不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、B事業所及びC社に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から 10 年 4 月 21 日まで

私は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる平成 5 年 3 月 1 日以前から 13 年 12 月まで同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与等に関する資料によると、申立期間のうち、平成 8 年 5 月及び 9 年 8 月から 10 年 3 月までの期間について、申立人が同社に勤務し、同社から給与が支給されていたことが確認又は推認できるが、当該資料には申立人の給与に係る社会保険料控除額の記載は無い上、同社から提出された申立人に係る労働者名簿及び厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出書の記録により、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したのは 10 年 4 月 21 日であることが確認できる。

また、A社の申立期間当時の代表取締役は既に死亡している上、同社の社会保険事務担当者は、「申立人に給与が支給されていた期間に申立人が厚生年金保険に加入していない理由は不明である。」としており、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社から提出された平成 9 年の年末調整の内訳を示す「年調一覧表」に記載されている 33 人のうち、社会保険料の控除額が確認できる 8 人は、同年中に同社の厚生年金保険被保険者である 7 人及び雇用保険のみに加入していると推認できる一人であるところ、申立人を含む 25 人は当該控除額の記載が無い上、前述の社会保険事務担当者は、「当時、会社は B 業務店舗も経営していたので、パートやアルバイトを多数雇用しており、パート等は厚生年金保

険に加入させていなかった。」と供述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、平成4年4月17日から同年12月19日まで、及び10年4月21日から13年12月28日までとなっており、申立期間に係る同被保険者記録は無い上、申立人に係る雇用保険受給資格者証により、申立人が4年12月19日に同社を離職し、5年4月13日に求職申込の上、所定給付日数90日の基本手当を申立期間の一部である同年7月から同年10月にかけて受給していることが確認できる。

その上、申立人は、昭和59年4月から平成10年3月まで国民年金に加入し、元年4月から申立期間の始期である5年3月まで及び平成9年度の国民年金保険料が申請免除となっていることがオンライン記録により確認できるとともに、C市は、「申立人は、昭和59年12月1日から平成10年4月21日まで本市において国民健康保険に加入していた。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3079

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月頃
② 昭和 44 年 1 月頃から同年 12 月頃まで

私は、昭和 43 年 9 月頃は A 事業所に、44 年 1 月頃から同年 12 月頃までは B 事業所に販売員として勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶する「A事業所」は、申立人の申立期間当時における業務内容に係る具体的な供述、商業登記簿及びオンライン記録等から、C事業所であるものと推認でき、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 12 月 1 日である上、同社及び同社が労務管理等を委託していた社会保険労務士法人事務所は、「申立期間当時の資料等は残っていないため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除等は不明である。」旨を回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶していないことから、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時点において、被保険者記録が確認できる者で連絡先が判明した当時の事業主を含む 12 人に照会したところ、回答のあった 11 人全員が申立人を記憶していないとしており、申立人の同社における勤務実態等について供述を得ることができない。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人が記憶する「B事業所」は、申立人の申立期間当時における業務内容に係る具体的な供述、商業登記簿及びオンライン記録等から、D事業所であるものと推認でき、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年4月1日であるところ、同社は、事業を既に閉鎖している上、申立期間当時の事業主は所在不明であり、別の役員からの回答も得られないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶していないことから、D事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時点において、被保険者記録が確認できる者で連絡先が判明した4人に照会したところ、回答のあった3人全員が申立人を記憶していないとしており、申立人の同社における勤務実態等について供述を得ることができない。

さらに、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

3 このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3080

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 25 日から 46 年 1 月 25 日まで
私がA社に勤務していた時の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱 46. 2. 5」との記載がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和46年3月17日に支給決定されているとともに、当該支給決定日において、申立人は厚生年金保険の被保険者ではなく、脱退手当金の受給要件を満たしていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時、A社において事務職だったとする者は、「当時、退職予定者に対して、脱退手当金について口頭で説明しており、脱退手当金の請求を希望する者の中には、会社に手続の代行を委任する者もいた。」としているところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が属する年度を含む前後2年度以内の同社における資格喪失者のうち、脱退手当金の支給記録がある26人のうち22人について、被保険者資格の喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3083

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 9 月から 42 年 3 月まで A 社に、44 年 3 月から 45 年 6 月まで B 社に勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 11 月 11 日から 42 年 2 月 28 日までの期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は既に事業が閉鎖され、当時の事業主は死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、オンライン記録により、申立期間①において同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等について供述を得ることができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間②において B 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社は既に事業が閉鎖され、承継事業所である法人の破産管財人は、「B 社に係る資料は残っていない。」と回答しているほか、当時の事業主は死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、オンライン記録により、申立期間②におい

て同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3084（岡山厚生年金事案 794、1077 及び 1336 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から30年8月14日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶も無い上、同じ時期に退職した同僚も脱退手当金を受け取っていないとして、これまで3回の申立てを行ったが、年金記録確認第三者委員会から年金記録の訂正を認めることはできないとの通知を受けた。

今回、新たな資料や情報は無いが、調査結果に納得できないので、改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和30年9月14日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されている旨の記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立てに係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度の創設前であり、脱退手当金を請求することに不自然さはうかがえないなどとして、既に年金記録確認岡山地方第三者委員会（当時。以下「岡山委員会」という。）の決定に基づき、平成22年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 回目の申立てについては、申立人の挙げた同僚が脱退手当金を受給していないことに不自然さは無いことから、既に岡山委員会の決定に基づき、平成22年10月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3回目の申立てについては、申立人は、脱退手当金を受給した覚えが無く納得できないと主張して、再度、申し立てているが、それを裏付ける新たな資料及び証言等はないことから、既に岡山委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、新たな資料等を提出することなく、再度申立てを行っているが、従来の主張を繰り返すのみであり、岡山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過していることから、これらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無いなかで、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間の脱退手当金は、申立人の旧台帳に脱退手当金を支給したことが記録されていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。